

第1章 総論

～ドローンに関する法規制とトラブル予防策～

- 第1 ドローンに関する法規制とその罰則
- 第2 事故時におけるトラブルのポイント
- 第3 ドローンに関するSNS上の注意点
- 第4 ドローンにおける現状と今後の展望

第2章 各論

～トラブル事例～

第1 飛行許可をめぐるトラブル

1「特定飛行」に関する許可・承認

- [1] 学校施設における飛行
- [2] 国の重要施設、防衛関連施設、空港等の周辺における飛行
- [3] 「特定飛行」に該当する場合における許可・承認申請手続と準備期間

2「特定飛行」の例外に該当する飛行

- [4] 捜索・救助等のための特例
- [5] 緊急用務空域における飛行

3 河川・道路等における飛行

- [6] 道路使用許可の取得が必要となる飛行
- [7] 河川上空における飛行
- [8] 海岸や公園における飛行
- [9] 県が管理する道路上における飛行

4 国家資格に関して

- [10] ドローン操縦における国家資格の要否

5 その他の場所・方法による飛行

- [11] 飛行マニュアルの不備
- [12] 急遽、飛行計画がない航路の飛行を求められた場合
- [13] 施工管理を目的としたドローン使用の注意点
- [14] 空港周辺において無断でドローンを飛ばし通報された場合
- [15] 皇居・赤坂御用地等や御用邸の付近における飛行

第2 操縦・操縦者に関するトラブル

1 事故発生時の対応

- [16] 操縦中に人に怪我をさせた場合
- [17] 目視外飛行における事故
- [18] 操縦中に他人の物を損壊した場合
- [19] 農薬散布中に農薬飛散(ドリフト)が生じた場合
- [20] 操縦を邪魔しようとした者とドローンとが衝突した場合
- [21] 操縦中に他のドローンと衝突した場合
- [22] 機体の故障により事故が生じた場合
- [23] 機体を見失ったことにより事故が生じた場合
- [24] 未成年者の行為により事故が生じた場合
- [25] 催し場所上空での飛行の際に事故が生じた場合

2 気象条件等や体調によるトラブル

- [26] アルコール・薬物の影響により操縦ができなくなった場合

- [27] 強風の影響を受けてドローンが墜落した場合
- [28] 強風によりドローン業務に関する契約を履行できなかつた場合
- [29] ドローンが鳥に衝突(バードストライク)し、ドローンが墜落した場合
- [30] 複数機でドローン飛行を実施していた場合の事故
- [31] 夜間飛行における注意点
- [32] 火災現場における飛行の注意点
- [33] 人工衛星の電波に関する注意点

3 操縦者と雇用主の責任関係

- [34] 出向中の社員が操縦ミスで事故を起こした場合

4 保険適用に関するトラブル

- [35] 派遣社員が事故を起こした場合における保険適用
- [36] 業務後における飛行時に事故が発生した場合

5 その他

- [37] ドローンを盗撮目的で使用した場合
- [38] ドローンでの赤外線調査における注意点
- [39] 他人の土地上空を飛行させる場合
- [40] SNS ライブ配信の飛行中に業務が妨害された場合

第3 機体規制に関するトラブル

1 バッテリーに関するトラブル

- [41] バッテリーの保管に関する注意点

2 飛行音に関するトラブル

- [42] ドローンの飛行音に関する注意点

3 自動運転に関するトラブル

- [43] 自動操縦モード中、システム故障による事故が生じた場合
- [44] 自動操縦モードによる農薬散布中に農薬飛散が生じた場合

4 医薬品配送に関するトラブル

- [45] ドローンでの医薬品の配送に関する注意点
- [46] ドローンでの医薬品の配送において、本人の家族による受領の可否

第4 SNS・プライバシー権等に関するトラブル

1 プライバシー権・肖像権に関するトラブル

- [47] 空撮した映像に関する肖像権等
- [48] 撮影した映像をSNSに投稿した後に警察・消防から削除の要請があった場合
- [49] 海水浴場付近でドローンを飛行させる場合
- [50] SNSプロモーション撮影において有名人からの肖像権侵害のクレームを受けた場合

2 SNS上の誹謗・中傷等

- [51] 撮影した映像に対するクレームを受けた場合

第5 その他

- [52] ドローンが池に墜落した場合
- [53] 飛行中のドローンを紛失した場合
- [54] ドローンの体験会中に事故が生じた場合
- [55] 飛行プログラムのミスによりドローン業務に関する契約を履行できなかつた場合
- [56] 水中撮影ドローンを使用した際のトラブル

※内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

トラブル事例でわかる

ドローンをめぐる法規制とリスク管理
－実務に役立つ対策のポイント－

監修

一般社団法人 日本ドローン協会

代表理事 溝部 公憲

弁護士 谷 洋昌

弁護士 佐藤 公紀

共著



行政上の規制と
私法上の責任を解説！

◆各種のトラブルへの具体的な予防策・対応策を法律やガイドラインを示して解説しています。

◆ドローンで撮影した映像の肖像権やプライバシー保護など、SNSに対応した問題を取り上げています。

◆ドローン操縦の国家資格を持つ弁護士が、法的視点と操縦士の知見に基づき執筆しています。



A5判・総頁226頁

定価3,740円(本体3,400円)送料410円

ISBN978-4-7882-9548-3



0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00～12:00 13:00～16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

5 事故を起こした場合に求められる対応

事故発生時は、まずは直ちに飛行を中止し、負傷者の救護や危険防止のために必要な措置を講じるようにしてください（上記4（2）の救護義務等）。

そして、警察や消防にも連絡を行った上、現場の状況を写真で撮影する等し、証拠保存しておくとよいでしょう。

その後、原則ドローン情報基盤システム（DIPS2.0）における事故等報告機能を用いて、国土交通大臣に事故の詳細を報告してください。

6 まとめ

操縦者は、可能な限り事故を起こさないよう、当日の気象や自己の体調にも気を付けて、ドローン操縦に求められる各種注意義務を遵守することを心掛けましょう。

しかし、それでも事故を起こしてしまった場合には、まずは落ち着くことが重要となります。直ちに飛行を中止し、事故の状況を冷静に把握して、上記航空法上の各種義務を履行するようにしましょう。

第3 ドローンに関するSNS上の注意点

1 はじめに

ドローンは誰でも手軽に空撮を楽しめる反面、個人のプライバシーや肖像権を侵害するリスクが伴います。

特に、SNSでの映像公開は、撮影者が予期しない形で第三者の権利を侵害することが少なくありません。

ここでは、撮影者がSNSでドローン映像を投稿する際に留意すべき法的及び倫理的ポイントを解説します。

ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とすることについての考え方については、「『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン」（平成27年9月総務省）がまとめられており、参考になります。

2 撮影行為の違法性について

一般的に、撮影行為の違法性は、①撮影の必要性（目的）、②撮影方法・手段の相当性、③撮影対象（情報の性質）等を基に、総合的かつ個別的に判断されるものとされています。

また、撮影行為が違法とされる場合には、当該映像等をインターネット上で閲覧可能とした場合、原則として、閲覧可能とした行為自体も違法となります（最判平17・11・10民集59・9・2428）。

上記判断基準の「③撮影対象（情報の性質）」に関し、プライバシー及び肖像権それぞれについて注意すべきポイントは以下のとおりです。

[5] 緊急用務空域における飛行

ケース

当社では、ドローンの点検を行うために、定期的に飛行の訓練を行っているのですが、近くで火災があり、消防・救助活動が行われているため、ドローン飛行の中止を要請されました。

近くで火災等の災害があったときは、ドローンを飛行させることができないのでしょうか。

ポイント

- ・2021年6月1日以降、災害等の規模に応じ、捜索、救助等活動のため緊急用務を行う航空機の飛行が想定される場合に、ドローン・ラジコン機等の飛行が原則禁止される「緊急用務空域」が新たに指定されることになった。
- ・ドローンを飛行させる前には、当該空域が「緊急用務空域」に指定されていないかの確認を必ずしなければならない。
- ・「緊急用務空域」の指定がなされた空域では、原則としてドローンの飛行が禁止されており、飛行許可が下りるのは極めて例外的なケースに限られる。

解 説

1 「緊急用務空域」とは

(1) 趣旨・内容

2021年2月に栃木県足利市で発生した林野火災の消火活動中に、ドローンの飛行が目撃されたことから、消防防災ヘリの活動が一時中断

【コラム：緊急用務空域において飛行許可が下りたケースはあるのか？】

具体的な事例として、2024年1月の能登半島地震の際、石川県の能登半島全域が緊急用務空域に指定されました。この際、報道機関やインフラ関連企業が、国土交通大臣の許可を得てドローンを飛行させ、被害状況の把握や報道活動を行ったと報告されています。

これらのケースでは、飛行の必要性が高く、かつ有人機の安全を確保するための適切な措置が講じられることが前提となっていると考えられます。

このように、緊急用務空域が指定されるような場合であっても、ドローンを活用して、災害救助に役立つ活動を民間レベルでも実施できる可能性が示されているといえます。

【コラム：災害が発生しているが緊急用務空域に指定されていない空域でのドローン飛行】

緊急用務空域に指定されていない以上、その他の航空法・小型無人機等飛行規制法による規制を受けていない飛行は可能となります。

4 国家資格に関して

[10] ドローン操縦における国家資格の要否

ケース

業務上、ドローンを飛行させていたところ、周辺住民の方から、国家資格の有無を確認され、「国家資格を有していないのであればドローンを飛行させることはできない」と言われました。ドローンの飛行に関して、国家資格は必要なのでしょうか。

ポイント

- ・ドローンの飛行に際して国家資格が必要か否かは、特定飛行に該当するか、立入管理措置を講じるか、及び、飛行空域や飛行方法に応じて決まる。
- ・特定飛行に該当しない飛行や、特定飛行であるものの危険性が低いとされる類型の飛行については、国家資格が不要な場合もある。

解 説

1 航空法上の規制について

航空法では、規制対象となる飛行の空域及び方法（特定飛行（航空

第4 SNS・プライバシー権等に関するトラブル

1 プライバシー権・肖像権に関するトラブル

[47] 空撮した映像に関する肖像権等

ケース

ドローンで空撮していたところ、その場にいた女性と背景が非常に調和していたため、本人に許可を得た上で撮影を行い、その映像をSNSに投稿しました。しかし、その後、その女性が所属する芸能事務所から「肖像権の侵害に当たるため速やかに削除してほしい」と連絡が入りました。このような場合、どのように対応すべきでしょうか。

ポイント

- ・肖像権に違反しないように注意する必要がある。
- ・特に芸能事務所に所属しているような人の場合、本人だけでなく、事務所からの事前の許諾を得る必要がある。
- ・事後的に削除請求があった場合、ひとまず速やかに投稿を